

事務事業マネジメントシート(令和 6年度実績と令和 7年度計画)

令和 7年 9月 9日 更新

事務事業名		地域生活支援事業		<input type="checkbox"/> 安全・安心に暮らせるまちづくりの推進 <input type="checkbox"/> 「こどもまんなか社会」の構築 <input type="checkbox"/> 産業の共生による市経済の持続的発展			
総合計画体系	政策	2	福祉の健全	所属部	健康福祉部	課長名	松永 博貴
	施策	8	障がい者(児)の自立と社会参加の促進	所属課	福祉課	担当者名	鬼塚 彩華
	業務分野	29	障がい者(児)への総合的な支援及び福祉サービスの充実	所属班	障がい福祉班	(内線)	1156
予算科目		会計	款	項	目	事業連番	法令根拠
		一般	3	1	3	10510	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 地域生活支援事業実施要綱他
終了、開始年度		<input type="checkbox"/> 6年度で終了 <input type="checkbox"/> 6年度から開始		事業期間		<input type="checkbox"/> 単年度のみ <input checked="" type="checkbox"/> 単年度繰返(開始年度 18 年度) <input type="checkbox"/> 期間限定複数年度 ( ~ 年度)	

★事務事業の概要(具体的なやり方、手順、詳細。期間限定複数年度事業は全体像を記述)

【事業の内容】	(開始した背景・きっかけ・今後の状況変化・関係者からの意見や要望を含む) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき、障がい者及び障がい児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態による事業を計画的に実施し、もって障がい者等の福祉の増進を図るとともに、障害の有無に関わらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的として、市町村が実施する事業であり、本市は、相談支援事業、成年後見制度利用支援事業、意思疎通支援事業、日常生活用具給付事業、手話奉仕員養成研修事業、移動支援事業、福祉ホーム運営費助成事業、訪問入浴サービス事業、日中一時支援事業、地域活動支援センター事業、障害者虐待対策支援事業を実施する。
【業務の流れ】	【相談支援事業】障がい者、児、その保護者または介護者等からの相談に委託相談事業所が対応する。【成年後見制度利用支援事業】市長申立による成年後見制度の利用に要する費用のうち、登記手数料、鑑定費用等及び後見人等の報酬等の全部又は一部を補助する。【意思疎通支援事業】聴覚、言語機能、音声機能等の障がい者等に手話通訳・要約機等の導入を行う。手話通訳者を市役所に2回配置し、手話通訳者が必要に応じて窓口での支援をしている。【日常生活用具給付】申請受付、給付要件の確認を行い、日常生活用具給付申請書を受理し、給付の可否を決定する。日常生活用具給付決定・却下通知書より申請者に通知し、同時に給付券を交付する。【手話奉仕員養成研修事業】聴覚障害者等の交流活動の促進、市町村の広報活動などの支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成研修する。【移動支援事業】申請受付、審査後支給決定する。利用者が決定通知を事業所に提示し、サービス依頼し利用する。【福祉ホーム運営費助成事業】福祉ホーム設置予定事業者からの事業計画承認申請、事業者への事業補助金内示、事業者からの補助金交付申請、事業者への補助金交付決定、事業者からの事業実績報告、事業者への事業補助金決定。【訪問入浴サービス事業】利用申請受付・内容審査、決定の可否を申請者に通知し、利用者に念書・訪問入浴の利用(原則1回を自己負担)サービス提供事業所に委託料を支払、【日中一時支援事業】申請受付、審査後支給決定する。利用者が決定通知を事業所に提示し、サービス依頼し利用する。【地域活動支援センター事業】障がい者、児の創作活動及び生産活動の機会の提供、社会との交流促進の機会を菊池圏域委託事業所により提供し、事業実施に伴う調整会議、委託契約の締結、事業費支払事務、市町負担金支払及び請求事務。【障害者虐待対策支援事業】障害者虐待の未然の防止や早期発見、迅速な対応など適切な支援を行うための事業で、一時保護のための居留確保のため使用料を計上している。
【主な予算費目】	報償費、役員費、委託料、使用料及び賃借料、負担金、補助金、扶助費

(1)事務事業の振り返り・計画

①6年度事務事業の成果・実績  
 地域生活支援事業とは障がいのある人が、その有する能力や適性に応じ、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう支援を行うものである。その事業において日常生活用具給付事業をはじめ、意思疎通支援、移動支援、相談支援、地域活動支援センター、日中一時支援、訪問入浴サービス、障害者自動車運転免許取得・改造助成、福祉ホーム運営費助成を支給希望者に対し、申請受付後審査・決定を行い支給した。  
 日中一時事業や移動支援及びストーマ用器具などの日常生活用具給付件数は年々増加傾向であり、令和6年度も増加した。

【日常生活用具給付】  
 令和4年度 1256件 令和5年度 1284件 令和6年度 1346件

②7年度計画(次年度に計画している主な内容) ③予算の主な増減の理由

日常生活用具給付事業をはじめ、意思疎通支援、移動支援、相談支援、地域活動支援センター、日中一時支援、訪問入浴サービス、障害者自動車運転免許取得・改造助成、福祉ホーム運営費助成を支給希望者に対し申請受付後審査・決定を行い支給する。また、基幹相談支援センターの設置を行い、障がい者及びその家族に対する相談支援体制の強化を図る。  
 【拡充事業】基幹相談支援センターの設置に伴う委託料の増

成果指標	(単位)	データ取得方法
各事業利用件数	件	

(2)成果指標・総事業費の推移		単位	4年度	5年度	6年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
			実績(決算)	実績(決算)	目標(当初予算)	実績(決算)	目標(当初予算)	予定	見込	見込
成果指標		件	4,646	4,031	8,000	4,669	8,000	8,000	8,000	8,000
事業費	国庫支出金	千円	10,212	10,706	8,792	10,062	12,979	12,979	12,979	12,979
	都道府県支出金	千円	5,611	5,433	4,964	5,531	6,832	6,832	6,832	6,832
	地方債	千円								
	その他	千円	1,271	1,261	1,266	1,264	1,270	1,270	1,270	1,270
	繰入金	千円								
	一般財源	千円	22,810	27,148	32,854	28,095	43,542	43,542	43,542	43,542
(A)事業費計		千円	39,904	44,548	47,876	44,952	64,623	64,623	64,623	64,623

(3)評価の総括(成果向上の余地・事業費削減の余地)  
 障がい者及び障がい児が地域で自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう支援に努めた。

(4)今後の事業の方向性  
廃止 縮小 事業のやり方改善 現状維持(従来通りで特に改革改善をしない)